

2012年 1月18日

石川県知事 谷本 正憲 様



志賀原子力発電所の運転再開に関する申し入れ書

3月11日の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の過酷事故から10ヶ月が経過しました。新たな破局的な事態は回避されているとは言え、放射性物質の放出は続いており、政府の宣言とは裏腹に、確たる事故収束の見通しは立ってはいません。大量に放出された放射性物質による健康被害に対する懸念も高まっています。

福島県では、放射性がれきの処分や除染に困難な問題がつきまとい、県内外の被災住民は依然として不安な生活を余儀なくされています。さらには、広範囲に拡散した放射性物質による土壌や水、海洋汚染により、食品汚染の問題が顕在化し、汚染食品の流通による内部被曝に対する国民的不安も広がっています。

一方、東京電力の調査委員会、政府の事故調査・検証委員会による報告は、いずれも地震そのものによる原子炉破損の分析を避け、検証の不徹底は否めません。12月に国会に設置された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」は、事故収束宣言を厳しく批判するとともに、津波以前の揺れによる炉心損傷の検証の必要性を指摘しています。徹底した事故調査による原因究明が求められるところです。

こうした中、本県においても、志賀原子力発電所の運転再開をめぐり、原子炉の耐震性の総点検やUPZの拡大に対応した原子力防災指針の見直し等、抜本的な安全対策を求め声が多く自治体、議会に寄せられています。

よって、石川県知事におかれては、下記の事項にとりくまれるよう申し入れます。

記

1. 国、関係機関に対し、福島原発事故の徹底した検証と抜本的な安全対策とともに、健康被害補償制度の確立や実効性ある原子力防災体制の拡充を求めること。
2. 検証に基づく抜本的な安全対策を講じさせるとともに、UPZを県内全域へ拡大し、北陸電力にすべての自治体と安全協定を締結させるなど原子力防災体制の拡充強化にとりくむこと。
3. 原発推進に偏った石川県原子力環境安全管理協議会の体制を抜本的に見直すこと。
4. 県民世論を受け止め、これらの徹底した安全対策、防災体制の拡充がないまま、志賀原子力発電所の運転再開に同意しないこと。